

## ワンルームマンション税

**Q** : 2年程前に東京都豊島区でワンルームマンション税というものが検討されていたようですが、その後どうなったのでしょうか？

**A** : 平成16年3月30日に総務大臣が同意し、2カ月の周知期間を経て、この6月1日に条例が施行される予定です。

### 【解説】

豊島区内にある住宅は、床面積が狭小なものが多く、約56%が単身世帯となっていることから、かねてより、このような状況では地域の住宅水準を引き下げ、定住性の低下をもたらし、地域コミュニティの希薄化を招くおそれがあると指摘されていました。そこで、ゆとりある住環境の実現を図るため、新たに生ずる一定水準に満たない狭小住宅の供給を抑制し、ファミリー用集合住宅の供給を誘導することを目的として、ワンルームマンション税が創設されました。

このワンルームマンション税は、平成15年12月に条例で制定された法定外普通税で正式には「狭小住戸集合住宅税」といいます。この度、法定外普通税の施行に必要な総務大臣の同意が得られましたので、2カ月の周知期間を置いて条例が施行される予定です。狭小住戸集合住宅税の概要は次のとおりです。

- ①課税の対象 床面積29㎡未満の住戸を9戸以上有する集合住宅の建築等の行為。
- ②納税義務者 ①の住宅の建築等の建築主
- ③税率 狭小住戸1戸につき50万円
- ④申告期限 工事に着工した日から2月以内

